

シュメール人の思考の一側面 —社会的弱者をめぐって—

大江 節子

Setsuko OH'E : A Phase of Sumerian Thoughts: On Social Vulnerable Groups

メソポタミアの諸王は、古くから、「正義を確立し社会的弱者を保護する」ことを執拗に謳っている。この社会的弱者は、当時いったいどのような状態にあり、どのような日々を送っていたのか。小稿では、これまでほとんど素通りされていた社会的弱者の実像と、弱者に対する庶民の意識を探る。また、その手懸りとして、これまで慎重に援用を避けられていた諺を敢えて使うという試みをする。

キーワード：シュメール社会 諺 社会的弱者 孤児 寡婦 庶民

はじめに

紀元前4千年紀中葉からおよそ1,500年間続いたシュメール社会¹⁾からは、膨大な量の粘土板史料が出土し、現在も発掘が続いている。しかし、歴史をある程度再構成することができるほどに史料が出土し始めるのは、前2400年頃からである。現存するシュメール語史料は一般に、行政・経済文書、語彙集、法的記録、書簡、文学などに大別され、諺、なぞなぞなどは、文学に含められる。ただし、現在のところ、全史料のうちの8割以上がいわゆる行政・経済文書であり、史料はたいへん偏在している。

ところで、メソポタミアの諸王は、古くから、自らを、神の代理として正義を確立し社会的弱者を保護する牧人である、と謳っている。さまざまな王が執拗にこれを表明している。諸王が、これほどに留意しているということを繰返す「社会的弱者救済」の弱者は、当時いったいどのような状態にあり、どのような日々を送っていたのだろうか。また、王がこれほどに留意を表明する社会的弱者に対して、一

般庶民はどのような意識をもっていたのだろうか。

シュメール社会でいえば、文字の読み書きができる者はほんのわずかな人々だけである。史料の関心も専ら支配者とそのまわりのいわゆる公人に対してであり、史料から上層階級の情報を得るように庶民の情報を得ることは、たいへん難しい。

以下の小稿は、これまでほとんど素通りされていた社会的弱者を分析の対象にし実像を探ること、また弱者に対する庶民の意識を探ること、そのため、これまで、シュメールの歴史学では援用することを慎重に抑制していた感のある諺を、敢えて手懸りとして使用してみよう、という試みにすぎない。

I. 「社会的弱者の救済」

バビロン第一王朝²⁾第6代王ハンムラビの「法典」前書きには、

…国土に正義を確立するために、敵意や暴虐を滅ぼすために、強者が弱者を抑圧するがないように、…アヌ神³⁾とエンリル神⁴⁾は、ハンムラビ、(すなわ

ち)敬虔なる君主、神々を畏れる私を、(王に)召命し給うた。…⁵⁾

と記され、後書きには、

…偉大なる神々がわが名を呼ばれた(=私を王に召命し給うた)。私はまっすぐな杖を持つ、良き世話をする羊飼い(=王)。私の慈愛に満ちた影はわが都市に広がり、私はシュメールとアッカドの民をわが懷に抱いた。…私は彼らを常に平穏に保ち、わが知恵によって彼らを守った。強者が弱者を抑圧するがないよう、(寄る辺なき)孤児⁶⁾や寡婦に正義が与えられるように、…国に判決を齎すために、国の決定を齎すために、虐げられた者に正義を齎すために、私は(この)わが碑にわが価値ある言葉を刻み、正しい王であるわが像(=レリーフ)の前(=下)に置いた。

…⁷⁾

と記されている。

当時、正義が確立されること、強者から弱者が保護されること、人々がもっとも希求したことのひとつであった。「法典」には、支配者は公正と正義を確立し社会的に恵まれない者や虐げられている者を保護して社会に安寧を齎すことを神々から委ねられた、と記されている。言い換えれば、この表明の前提として、社会には不正、不公平が顕在していたのであり、王は、国に正義と公平を確立して弱者を保護することを職能のひとつとして求められていたのである。

ところで、「(正義を確立し,) 弱者を保護する、民の〈良き羊飼い〉」という文言は、バビロン第一王朝以前からメソポタミアの諸王が繰返し述べた表現であり、現在のところ、淵源を、シュメール初期王朝時代⁸⁾末のウルイニムギナ王まで遡ることができる。順に遡って幾つか例を挙げると：

ウル第三王朝⁹⁾初代王ウルナンムの「法典」前書きには、

…私は、(寄る辺なき)孤児を富める者に引き渡すことなく、寡婦を権力者に引き渡すことをしなかった。私は、1シェケル(所持する)人を1マナ(所持する)人に引き渡すことなく、1匹のオス羊(を所持する)人を1頭のオス牛(を所持する)人に引き渡すことはしなかった…私は、敵意や暴虐や不平を取り除き、国土に正義を確立した。…¹⁰⁾

とあり、アッカド王朝¹¹⁾の衰退に伴なって興隆したラガシュ第二王朝第7代王グデア¹²⁾は自分の彫像に、

…私は、ナンシェ神¹³⁾とニンギルス神¹⁴⁾の真正(なる言葉)に耳を傾け、(寄る辺なき)孤児を富める者に引き渡すことなく、寡婦を権力者に引き渡すことをしなかった。…¹⁵⁾

と刻み、円柱には、

…正義が彼(=グデア)に立ち顯れた時、彼は敵意と不平の首に足を乗せた(=屈服させた)。…¹⁶⁾

と記されている。初期王朝時代末のラガシュ第一王朝第9代王ウルイニムギナ¹⁷⁾は、

…(寄る辺なき)孤児や寡婦を権力者に引き渡さないということをニンギルス神と約束した。…¹⁸⁾

と述べている。

管見の限り、このような「社会的弱者の救済」の表現はウルイニムギナ碑文が初出である。

この、同様な文言による「社会的弱者の救済」表明の繰返しは、逆にいえば、既にでき上がった或る法的思惟とその書式の踏襲と考えられるが、社会的弱者としてまず挙げられているのがnu.sig「寄る辺のない孤児」やnumu.su¹⁹⁾「寡婦」である。

では、寄る辺のない孤児や寡婦は、シュメール時代の他の公文書でどのように記述されているだろう

か。

II. 初期王朝時代末の公的記録

における孤児と寡婦

シュメールでは、初期王朝時代末から急速に史料が増えるが、それはラガシュ都市に偏在しており、しかも碑文や経済記録に偏っている。当時、ラガシュの経済組織は王家の家産に取り込まれて、王家の家産經營と分かちがたく結びつくようになっていた。上記ウルイニムギナ王時代、王家の家産は、王自身の所有する組織、王妃の所有する組織、王の子どもが所有する組織、グアッパ地区にある組織、の4つあったことが知られているが、経済經營に関する限り、王妃の經營する組織で記された各種記録²⁰⁾だけが現在多数残っている。このうちの大麦支給記録は、受給者名やその身分、受給量などが詳細に記録されており、当時の社会を知る最も妥当な材料といわれている²¹⁾。この大麦支給記録は、大麦受給者層を指標にすると、「割当地保有者層（王家の中堅労働者層）への大麦支給」²²⁾（＝第1種記録）、「（主として割当地保有者層の配下として働く）菜園労働者や運搬人、また個々のタブレットで大麦支給を受ける、奴隸身分の者も混入したグループへの大麦支給」²³⁾（＝第2種記録）、「女奴隸およびその子どもの大麦支給」²⁴⁾（＝第3種記録）、「王の子どもの組織に関わる人々への大麦支給」²⁵⁾（＝第4種記録）、の4つに大別することができる。

さて、RTC 53は、ウルイニムギナ王の前任支配者ルガルアンダ²⁶⁾の子どもが所有する経営組織の人々に対して、何らかの理由で王妃の組織が大麦を支給した記録（ルガルアンダ治世5年）である²⁷⁾が、

…バウダニルガルに24シラ（の大麦支給）、イギバルルティイに24シラ。（彼女らは）孤児であり、エテメと共に仕事をした²⁸⁾。…乳母ニンゲルに72シラ、乳母ガンエゼムに36シラ、乳母ゲメガヌンに24シラ。（以上は）子守り女たち。バウアマムに24シラ。（彼女は）孤

児であり、エテメと共に暮らした。（これらは）ムヌスシャガの人たちである²⁹⁾。…

と記されている。同年の、ルガルアンダの妃が所有する経営組織の人々への大麦支給記録TSA 10³⁰⁾も、

… [18シラ]の大麦をニンルティティイ、…18シラの大麦をシェシュウルム、（以上は）そこに所属する者たちである。男の孤児に18シラ、女の孤児に[18シラ]。（以上）合計女奴隸1人に24シラ、女奴隸19人に18シラづつ、男孤児1人に18シラ、女孤児1人に18シラ、少年2人に12シラづつ、少女9人に12シラづつ。（合計で）その大麦は…³¹⁾。

と孤児への大麦支給を記している。また、ウルイニムギナ王の妃シャシャが所有する経営組織内でさまざまな仕事をする人々へ大麦を支給した記録（ウルイニムギナ治世1年）³²⁾DP 227にも、

…シェニルアマムに24シラ（の大麦）、ニンギムニに24シラ、女孤児に24シラ³³⁾、…

という記述がある。上記RTC 53は第4種記録であり、TSA 10は第3種、DP 227は第2種大麦支給記録である。

ここで、王家の経営組織で孤児が労働をし大麦を受給したことを記した記録を年代順に幾つか挙げると：

ルガルアンダ^{エジ}治世5年：RTC 53 II 8, V 5 <第4種記録>

ルガルアンダ^{エジ}治世6年：TSA 10 III 3-4, 7-8 <第3種記録>

ウルイニムギナ^{エジ}治世1年：CT 50 33 III 4'-5' <第3種記録>; STH 1 20 III 4-5, 8-9 <第3種記録>; DP 227 XVIII 3' <第2種記録>; ?Fö 103 II 5 <第3種記録>

ウルイニムギナ^{エジ}治世2年：STH 1 21 III 1, IV 14-15, 20, V 1, XIV 13 <第3種記録>; DP 112

II 13, 16, IV 7, 13–14, XIV 1〈第3種記録〉;

Nik. 1 II 13, 16, IV 5–6, 11–12, IX 5–6, 10

〈第3種記録〉

ウルイニムギナ治世3年：*DP* 229 III 1 〈第3種記録〉；*DCS* 3 XVI 10 〈第3種記録〉；*TSA* 11 II 12, 15, IV 5–6, 11–12, VIII 19–20, IX 1–2 〈第3種記録〉；*BIN* VIII 345 II 20, III 2, IV 18, V 1 〈第3種記録〉；*CTC* 4 III 3, V 6 〈第3種記録〉

ウルイニムギナ治世4年：*NBC* 10291 XI 17–18 〈第2種記録〉；*TSA* 14 XI 9–10 〈第2種記録〉；*Nik.* 2 XI 6–7 〈第2種記録〉；*DP* 116 IV 10 〈第4種記録〉；*Nik.* 6 III 1, 4, V 2, 6, X 6, XV 4 〈第3種記録〉；*BIN* VIII 344 II 18, III 3, V 1, 5, XIV 10 〈第2種記録〉

ウルイニムギナ治世5年：*DP* 114 XII 4 〈第2種記録〉；*TSA* 12 V 4, X 3', 6' 〈第3種記録〉；*STH* 1 22 III 3, IV 20, V 3 〈第3種記録〉

ウルイニムギナ治世6年：*DP* 115 XII 7 〈第2種記録〉；*STH* 1 24 VIII 2–3 〈第2種記録〉；*STH* 1 23 IV 10, XIII 7–8, 10–11, XVI 18, XVII 2, XVIII 5, 11 〈第3種記録〉；*TSA* 17 X 3' 〈第2種記録〉；*TS4* 13 III 11, VI 4, IX 5–6 〈第2種記録〉

等となる。この作業から、孤児への大麦支給が言及されているにも拘わらずここに挙げなかった記録を併せて、第1種記録で大麦の受給を言及している孤児、すなわち割当地を貰う孤児は、当然ながら、皆無であること；孤児への大麦支給頻度から勘案して、孤児が王家の組織に所属して女性労働者にくついて働くことは稀でないこと；孤児への大麦支給量は、大人並み、または、少なくとも一般の子どもに優る場合が多い³⁴⁾こと、すなわち、子どもではあっても半人前ではなく一人前の労働者と見做されていたと推定されること；孤児は、主として第3種記録、時に第2種記録で言及されることから、奴隸身分相当の労働者として扱われていたのではない

か、などを知ることができる。

このように、初期王朝時代末の孤児については、情報に偏りがあり全体像を把握することは到底無理であるが、孤児への言及を相当数史料に見つけることができる。ところが、ウル第三王朝時代になると、この種の記録からも孤児への言及が消え、公文書は孤児についてなにも教えてくれない。ここで、これは何を意味するのだろうかという疑問が残るが、ここでは描いておく。

さて、*Nik.* 19は、グアッバ地区に連れて行かれた、バウ神殿に所属する12世帯の家族構成リスト（ウルイニムギナ治世5年）である³⁵⁾。

ウルシャバダの妻ギギルバは寡婦。某3名は彼女の息子たち。某2名は彼女の娘たち。

ウルニンマルキの妻ヘバウは寡婦。某2名は彼女の息子たち。某2名は彼女の娘たち。男某と女某は彼女（=ヘバウ）の家産奴隸たち。

サグガトゥクアは父。某は彼の妻。某は彼の息子。某2名は彼の娘たち。

ウルイナンナの妻エウレは寡婦。某は彼女の息子。某4名は彼女の娘たち³⁶⁾。

…

ニンウルニドゥは寡婦。某は彼女の母。某3名は彼女の息子たち。某は彼女の娘。某は彼女（=ニンウルニドゥ）の女奴隸³⁷⁾。

…

とある。寡婦4名は、男性の家長を筆頭とする他の世帯と肩を並べて、王妃の経営組織に所属し、私設奴隸も所有しながら、筆頭として自分の世帯を維持している。4名の寡婦のうち3名は（故）夫の名前も明記されている。

DP 612も初期王朝時代末の記録であるが、この中に、「横1ギ2クシユ、縦2ギ1クシユ、…家に以前から寡婦某がずっと住んでいた」という記述がある³⁸⁾。小さいながらも寡婦が家屋を持っている³⁹⁾。

III. ウル第三王朝時代の記録における寡婦

さて、シュメール時代で唯一現存する「法典」⁴⁰⁾、ウルナンム「法典」断片には、現在のところ孤児への言及は見当たらないが、寡婦については、

§ 10 もしも(人が)寡婦を離婚しようとするなら、銀½マナを支払う。

§ 11 もしも人が、(結婚)契約書なしに、寡婦と寝たならば、(寡婦が家を出て行くときに、その人は)銀を支払わない(でよい)。

の2条項を見つけることができる⁴¹⁾。ところが、その前条項§ 9には、「もしも人がdam.nitadam⁴²⁾を離婚しようとするなら、(その人は)銀1マナを支払う。」⁴³⁾とあるから、寡婦nu-mu-suの離婚補償額は、dam.nitadamのそれの半分ということになる。

ここで、ウル第三王朝時代における妻／寡婦の経済事情について、明らかにされている点を要約しておこう⁴⁴⁾。

ウル第三王朝時代には、妻は夫の遺産相続権を持たなかった。しかし、夫の生前に、贈与という形で財産分与を受けることは可能で、それは贈与者の死後、効力が発生した。そのため、夫(子どもからみれば父親)の遺産に関して息子とのあいだにトラブルが起ることもあったが、ほとんどの事例で、それは父親の遺産相続権を持つ息子の側から起こされている。妻／寡婦の財産は、婚姻に際して実家から持参したものと夫からの贈与が主なもので、妻／寡婦はこれを特有財産とした。妻／寡婦は特有財産によって夫とは別に個人的に売買をする権利を持ち、それによって得たものについては所有権を持つことができた。寡婦は、息子が幼少期には夫の遺産を管理し、認められれば、死ぬまで夫の遺産の用益権を持つこともできたし、夫によっては、生前から、自分の死後の妻の扶養を設定しておく者もいた。妻は夫の死後、条件が整えば、再婚も可能であった。

ところで、これらのことは主として裁判記録を分析材料にして窺った結果である。裁判で争うということは、逆にいえば、裁判当事者となる妻／寡婦は、それなりに争う“物”を持った者であり、寡婦全体からみれば、それなりの財産を持つ経済的に恵まれた者たちといえるかもしれない。

裁判記録ITT III 6550には、

神官(gudu₄)ルガルイギフュの息子ウルイグアリムは、神官(gudu₄)エラの娘で未亡人のララグラを娶った。(ところがその後)ララグラは病気に罹った。そのため彼女は、ウルイグアリムに対して、『神官(gudu₄)ルギリザルの娘ゲメバウを娶ってください。

【そして私】には大麦と羊毛を支給してください』と言った。[(そこで)ウルイグアリムは、裁判官]達の前で、(この取り決めを)変更しない[ことを王の名にかけて誓った]。… [ウルイグアリム]は、[

]と羊毛[生存中], ウルイグアリムの家からララグラに支給すべし。
…

と記されている。寡婦であったが再婚し、後に疾病した女性(=妻)が、おそらく、重婚を認める代りに夫とのあいだで扶養契約を交わし、その履行を夫が怠ったために起こした裁判であろう。裁判では、夫は疾病した妻を扶養すべき旨の判決が下っている。この記録だけでは、妻が疾病した場合、夫に対してハンムラビ「法典」と同様な扶養義務⁴⁵⁾が定められていたといえるかは不明であるが、この記録で、再婚した寡婦に対して権利が認められているのは注目される。

ところで、オーウェンは、通常「寡婦」と訳される“nu-mu-su”は、現代用語が意味する「夫を亡くした妻」ではなく、「生計の手段や支援をもたない寡婦」に妥当し、婚家の支援、息子の扶養などに与ができる未亡人はnu-mu-suと呼ばれず、某の妻の呼称のままであると述べている⁴⁶⁾。確かに、アッシリア法はnu-mu-su/almattuをそのよう

に限定している⁴⁷⁾が、すでに初期王朝時代末の記録 *Nik. 19*や *DP 612*でみたように⁴⁸⁾、シュメール時代の *nu-mu-su* は必ずしもオーウェンが主張するような社会・経済的概念とも言い難い。ウルナンム「法典」の *nu-mu-su* と *dam.nitadam* の離婚補償額の差違が、*nu-mu-su* の実態をある程度表していると思われるが、今のところ明確なことは言えない。

これまでのところは、公文書に記された孤児や寡婦、すなわち社会的弱者をみてきた。では、これらに対して庶民はどのような考え方やイメージを持っていたのであろうか。結びにかえて、当時の庶民がもつ社会的弱者へのメタファーを探ることにする。

IV. 諺にみられる社会的弱者

シュメールでは、格言・諺に相当するものが多数発見されている⁴⁹⁾。この現存する諺・格言は、大部分が2千年紀のはじめ頃、古バビロニア時代最初期に書記学校で書き写されたものであり⁵⁰⁾、写本の原本は、最終的に、ほとんどウル第三王朝時代に書記学校で創作編纂されたものとみられている⁵¹⁾。ただし、書記によって創作編纂されたこの作品は、本来的な意味の創作ではなくて、さらにそれよりも相当古いオリジナルな既成の諺・格言を下敷きにして作り上げられたと指摘されているのである⁵²⁾。従って、この諺・格言は、読み書きのできない当時の庶民の心情やイメージを探るのに適当な材料といえるであろう。ただし、ここでも *nu-sig* 「孤児」や *nu-mu-su* 「寡婦」を直接対象にしたものはほとんど見つからない。そこで、貧困、貧しき人も含めた社会的弱者に対して、当時の庶民がどのようなイメージを持っていたか諺から採集することにする⁵³⁾。

SP 2.33 「…は貧しき人の(定めであり), 弱いのは寡婦の(定めである)」

SP 2.18 「貧乏人は強くない」

SP 1.55 「貧乏人が死んだときには、生き返らせるな！パンがあっても塩がない、塩があっても

パンがない。(生きた)仔羊がいても肉がない,
肉があっても(生きた)仔羊がいない。…」

SP 2.15 「貧乏人は(いつも)自分の食べ物をじっと見ている」

SP 2.19 「貧乏人は、(いつも)物を借りておいて後悔する」

SP 2.29 「貧乏人はなんと哀れなものよ！竈の縁に粉(だけついている)。彼の裂けた衣服は裂けたまま。彼の無くしたものは見付からない。」

SP 2.30 「貧乏人は負債で小さくされている。口からひったくって(=食べ物を食べないで)負債に宛てる」

SP 2.32 「貧乏人は国のなかで黙している」

SP 2.23 「貧乏人は自分の息子を一度も叩かない。彼を(宝物として)ずっと大切にする」

SP 2.28 「放浪は貧困よりも良い。放浪を経験した人は強く、定住する人々よりも命を増やしている」

SP 2.16 「失礼なことに、貧乏人が富者に軽蔑の眼差しを向ける」

SP 2.26 「貧乏人の世帯でも必ずしも皆で一緒に屈服はしない」

SP 1.16 「物は持てば持つほど、目が離せなくなる」

SP 1.18 「財産は渡り鳥の群れ、留まる場所が見付からない(=すぐに飛んでしまう)」

庶民にとって、社会的弱者は、一方では、例えば *SP 2.29* や *2.32*, *1.55*, *2.19*, *2.15* のように、悲哀、無力感、嘲笑の対象として、マイナスのメタファーで表されるべきものであった。そこには、いつも必要な何かが足りず、何もかもが不完全で、浅ましく無様にじっと耐えて生きることになんの楽しみがあるという辛辣な目がある。焦れったさがある。「貧乏人が死んだときには、生き返らせるな、パンがあっても塩がない、塩があってもパンがない」といった、憐憫転じて苛立ちとなったような残酷な言い方もされている。身近であるだけに、できるだけ

そうはなりたくないという思いも込められているかもしれません。しかし他方では、息子に慰めを見出し希望を託すSP 2.23、あるいはSP 2.16や2.26のように強者に対して斜に構えた、一筋縄ではいかない弱者へのメタファー、さらに、逆に強者に対して、SP 1.16の「持てば持つほど逆に心配が増える」といった皮肉、SP 1.18のような「所詮、財産などはすぐに消える」といった諺は、表面とは違う社会的弱者の不屈の強さを冷笑しながらも一目置き、富に必ずしも安寧なく、榮枯は盛衰する、というメッセージを発している。強者をも冷めた眼で捉え、弱者を相対的に考える庶民のバランス感覚がみえる。あるいは庶民の判官聟眞ともとれる。このような庶民的背景は、先にみた、支配者の「社会的弱者の救済」表明を促す遠因にはなり得るかもしれない。

この章の意図は社会的弱者に対する庶民のイメージを提示することにあった。諺のもつメッセージは、さらに掘り下げることができるのであろうが、ここでは描く。

シュメール時代に、食を引き合いにしてイメージを提出する諺の多さは、あしたの糧のことで頭が一杯であった当時や人々を彷彿させる。

註

本稿で使用した略号は、Archiv für Orientforschung: Internationale Zeitschrift für die Wissenschaft vom Vorderen Orient XLII–XLIII, Horn, Institut für Orientalistik der Universität Wien, 1995–1996に依る。

- 1) 紀元前1千年紀以前のメソポタミアの編年には未確定な部分がある。本稿では、さしあたり、J. A. Brinkman, "Mesopotamian Chronology of the Historical Period," in A.L. Oppenheim (ed.), *Ancient Mesopotamia*, (Chicago: The University of Chicago Press, 1964), pp. 335–352; D. Charpin, "The History of Ancient Mesopotamia: An Overview," in J.M. Sasson (ed.), *Civilizations of the Ancient Near East* II (New York: Charles

Scribner's Sons, 1995), pp. 807–829に依った。

バビロン第一王朝時代（前1894–1595年）：
Charpin, *op. cit.*, pp. 812–817; J.J. Finkelstein, "The Genealogy of the Hammurapi Dynasty," *JCS* 20 (1966), pp. 95–118.

ウル第三王朝時代（前2100—2000年頃）：
Brinkman, *op. cit.*, p. 336; D.R. Frayne, *Ur III Period (2112–2004 BC)*, (=RIME 3/2), Toronto, University of Toronto Press, 1997.

アッカド王朝時代（前2300—2100年頃）：
Brinkman, *op. cit.*, pp. 335f; Charpin, *op. cit.*, pp. 809–811; M. Liverani (ed.), *Akkad: The First World Empire*, (=HANE/S-V), Padova, Sargon srl, 1993; D.R. Frayne, *Sargonic and Gutian Periods (2334–2113BC)*, (=RIME 2), Toronto, Univ. of Toronto Press, 1993.

初期王朝時代（I期〔前2900—2750年頃〕；II期〔前2750—2600年頃〕；III期〔前2600—2350年頃〕）：
Charpin, *op. cit.*, pp. 808f; J.N. Postgate, *Early Mesopotamia: Society and Economy at the Dawn of History*, (London: Routledge, 1992), pp. 25–40.

- 2) 本稿註1) を参照されたい。
- 3) 天空の神で、メソポタミア神統系譜の最長老。エンリル神の父。
- 4) 大気の神。シュメールの最高神であり、後世まで高い地位を保つ。バビロン第一王朝の守護神マルドゥクの属性は、エンリル神のそれと一部重複したものとなっている。
- 5) Codex Hammurabi I 28–49:
R. Borger, *Babylonisch-Assyrische Lesestücke* II, (Roma: Pontificium Institutum Biblicum, 1963), p. 5 I 28–49; M.T. Roth, *Law Collections from Mesopotamia and Asia Minor*, (=SBL Writings from World Series 6), (Atlanta: Scholars Press, 1995), p. 76；中田一郎訳『古代オリエント資料集成1 ハンムラビ「法典」』リトン, 1999年, 2頁も参照。
- 6) *ekītu* 「孤児」には、「寄る辺なき女児」とい

- う解釈もある：*CAD E* pp. 72–73 *ekūtu*; *AHw I* p. 196 *ekūtu*. ここでは、「法典」文言が、多く伝統的表現を踏襲していることを勘案して、「(寄る辺なき) 孤児」と訳しておく：Roth, *op. cit.*, p. 133; R. Borger, “Der Codex Hammurabi,” in R. Borger et al. (eds.), *Rechtsbücher*, (=TUAT I/1), (Gütersloh: Gütersloher Verlagshaus Gerd Mohn, 1982), p. 76; Richard Haase, *Die Keilschriftlichen Rechtssammlungen in Deutscher Fassung*, (Wiesbaden: Otto Harrassowitz, 1979), p. 58も参照。
- 7) Codex Hammurabi R XXIV 40–78: Borger, *Babylonisch-Assyrische Lesestücke* II, p. 42, XLVII 40–78; Roth, *op. cit.*, pp. 133f.; 中田一郎, 前掲書72頁も参照。
- 8) 本稿註1) を参照されたい。
- 9) 本稿註1) を参照されたい。
- 10) Ni 3191 IV 162–168; Si 277 II 30–39: S.N. Kramer, “Ur-Nammu Law Code,” *OrNS* 23 (1954), pp. 40–51, TAB. VI–VII; F. Yıldız, “A Tablet of Codex Ur-Nammu from Sippar,” *OrNS* 50 (1981), pp. 87–97; Roth, *op. cit.*, p. 16; Frayne, *RIME* 3/2, p. 49; 拙稿「シュメール時代の法—(1)ウルナンム「法典」—」『北東アジア文化研究』15(2002年), 42頁。
- 11) 本稿註1) を参照されたい。
- 12) ラガシュ第二王朝の系譜については、未確定であるが、1. Ur-Ningirsu I, 2. Pirig-me, 3. Lu-Bau, 4. Lugula, 5. Kaku, 6. Ur-Bau, 7. Gudea, 8. Ur-Ningirsu II, 9. Ur-gar, 10. Ur-abba, 11. Ur-mama, 12. Nam-mahniという継承順位が現在最も有力な説である。グデアの在位年は、ウル第三王朝創建とほぼ同時代あるいは直前と推定されている。F.R. Kraus, “Zur Listen der älteren Könige von Babylonien”, *ZA* 50 (1952), p. 30 n. 2; T. Maeda, “Two Rulers by the name Ur-Ningirsu in Pre-Ur III Lagash,” *ASJ* 10 (1988), pp. 19–35; M. Steible, *Die neisumerischen Bau- und Weihinschriften* 1

- 2, (=FAOS 9/1–2), Stuttgart, Franz Steiner Verlag, 1991; D.I. Edzard, *Gudea and His Dynasty*, (=RIME 3/1), Toronto, University of Toronto Press, 1997.
- 13) ラガシュ都市ニナ地区の守護女神で、夢解きの神。ナンシェ神讃歌では、社会的弱者の支援者、計量の保護者として称えられている。
- 14) 「ギルス（ラガシュ都市の一地区）の主」の意。ラガシュ都市の主神。ナンシェ神は姉妹神。
- 15) Gudea St. B VII 38–43: H. Steible, *op. cit.*, p. 172; Edzard, *op. cit.*, p. 36も参照。
- 16) Gudea Cyl. B XVIII 10–11: Edzard *op. cit.*, p. 98も参照。
- 17) ウルナンシェによってラガシュに創建された王朝(前2500—2350年頃)の最後の支配者。(Gursar), (Gunidu), 1. Ur-Nanše, 2. Akurgal, 3. Eannatum, 4. Enannatum I, 5. Enmetena, 6. Enannatum II, 7. Enentarzi, 8. Lugaland, 9. Uruinimginaと続く。前川和也「エンエンタルジ・ルガルアンダ・ウルカギナ—初期王朝末期ラガシュ都市国家研究序説—」『人文学報』36 (1973年), 1–51頁; H. Steible, *Die altsumerischen Bau- und Weihinschriften* I, (=FAOS 5/I), Wiesbaden, Franz Steiner Verlag, 1982参照。世俗王権が進展し、社会的強者・弱者の格差が広がるなか、ウルイニムギナは、先代王ルガルアンダから王位を簫奪し、旧弊を改める旨のいわゆる「改革碑文」を残している。実際には世俗王権の伸張を進めたが、碑文には、〈神から定められた、社会的弱者の救済を行うことを、神と契約する〉という法的思惟が窺える。
- 18) Ukg. 4 XII 23–28: E. Sollberger, *Corpus des inscriptions ‘royales’ présargoniques de Lagas*, (Genève, 1956), p. 53; Steible, *op. cit.*, p. 310; J.S. Cooper, *Sumerian and Akkadian Royal Inscriptions, I: Presargonic Inscriptions*, (New Haven: The American Oriental

- Society, 1986), p. 73も参照。
- 19) ヴァリアントとしてnu-ma-su, na-ma-suがある。
- 20) エンエンタルジからウルイニムギナに至る王3代約20年間に王妃の経営組織で書かれた各種記録である。本稿註17)も参照されたい。
- 21) 山本茂「シュメール都市国家ラガシュにおける神殿の社会組織について—割当地保有者をめぐつて—」『史林』第41巻6号(1958年)581-604頁,「シュメール都市国家の労働組織について—ラガシュのバウ神殿と自由人および奴隸との関係を中心にして』『西洋史学』第48輯(1961年)174-197頁;前川和也,前掲論文;前田徹「初期メソポタミア社会論」『岩波講座 世界歴史2 オリエント世界』岩波書店,1998年,191-209頁参照。
- 22) še-ba lú-kur₆-dab₅-ba
- 23) še-ba igi-nu-du₈ íl šà-dub-didli
- 24) še-ba géme-dumu
- 25) še-ba géme-dumu-TUR-TUR-la-ne/še-ba lú-TUR-TUR-la-ne
- 26) 本稿註17)を参照されたい。
- 27) RTC 53 VIII 1-VII 7: gú-an-šé 31 lú še-ba tur-mah₆-ba, še-bi 6. 18+3/4. 12 gur-sag-gál, še-ba géme-dumu, dumu-énsi-ka-ke₄-ne, Bár-nam-tar-ra, dam-Lugal-an-da, énsi-, Lagas^ški-ka, itu-ezem-⁴Ba-Ú-ka, En-ig-gal, nu-bànda, é-KILLAM-ka-ta, e-ne-ba 5, 8 ba-anとある。
- 28) RTC 53 II 6-10.
- 29) RTC 53 IV 7-V 8.
- 30) TSA 10 XVI 3'-12': še-ba géme-dumu, Bár-nam-tar-ra, dam-Lugal-an-da, énsi-, Lagas^ški-ka, itu-ezem-⁴Ba-Ú-ka, En-ig-gal, nu-bànda, é-KILLAM-ka-ta, e-ne-ba 6とある。
- 31) TSA 10 II 14- III 11.
- 32) DP 227 XXIV 1-9: še-ba géme-dumu igi-nu-de₈ šà -dub-didli, ⁴Ba-Ú-, Uru-inim-gi-na, énsi-, Lagas^ški-ka, itu-ezem-munu₄-kú, ⁴Nin-gír-su-ka-ka, ganun.SAR-ta, e-ne-ba 1とある。
- 33) DP 227 XVIII 1'-3'.
- 34) 例えば, TSA 10 : II 14-III 11本稿訳出箇所を参照されたい:“そこに所属する者, 女奴隸たちへの大麦支給が18シラ, 男女の孤児に18シラ, 少年少女に12シラづつ”
- 35) Nik. 19 X 1-XI 7: šu-nigín 7 ab-ba, 6 ir₁₁-lú, 11 šà-du₁₀-nita, 10 lá 1 ama-dumu, 20 lá 3 šà-du₁₀-munus, 5 géme-lú, [gú-an-še] 55 lú-tur-mah₆-ba, Gú-ab-ba-še ba-lah₅, lú ú-rum, ⁴Ba-Ú-me, En-ig-gal, nu-bànda, mu-bi-še e-sar 5「合計7人の父, 6人の私設男奴隸, 11人の少年, 子どもの母9人, 17人の少女, 5人の私設女奴隸。計大小人合わせて55名がグアッバへ連れて行かれた。バウ神に所属する人々である。監督エニガルが彼等の名前を書いた。5年.」とある。
- 36) Nik. 19 I 1 - IV 11.
- 37) Nik. 19 VIII 10 - IX 10.
- 38) DP 612 VI 3-8: 1 gi kùš 2 sag-sá, 2 gi kùš 1 ús-sá, é-bi 2/3 ša 5 gín, Kù.PA.du₁₁-ga, nu-ma-su, u₄-bi-ta i-durun_x-éš. é-bi 2/3 ša 5 gínは, 家屋の価格もしくは面積と推定される。A. de la Fuye, "Mesures agraires et formules d'arpentage," RA 12 (1915), pp. 117-146も参照。
- 39) ウル第三王朝時代の裁判記録にみられる家屋敷併せた平均的広さは1.5~3サル。
- 40) 現代的法概念と区別した括弧つき法典については, 前掲拙稿49頁註(1)。
- 41) 前掲拙稿44頁 §§ 10-11. なお, 条項番号は原文には無く, 便宜上付したものである。
- 42) 「正妻」, 「初婚の妻」, 「同等身分の妻」という解釈がある。CAD H pp. 200f. *harrtu*; AHw I p. 348 *harrtu(m)*; R. Westbrook, *Old Babylonian Marriage Law*, (=Ph. D. Dissertation of Yale University), 1982, Vol. 2, pp. 26-30.
- 43) U.7739+U.7740 I 20-24; Si.277 IV 93-97: § 9 tukum-bi lú-ù dam.nitadam-a-ni in-tag₄-tag₄ 1-ma-na kù-babbar i-lá-e. 前掲拙稿44頁。
- 44) さしあたり, 拙稿「ウル第三王朝時代の相続に

- ついて—ラガシュを中心に—』『西南アジア研究』No 28(1988年), 1–23頁を参照されたい。
- 45) Codex Hammurabi R VIII 65–81: § 148
- 46) D.I. Owen, "Widows' rights in Ur III Sumer," *ZA* 70 (1980), esp. p. 174 n. 12.
- 47) アッシリア法 § 33には、「もしも女性が（まだ）彼女の父親の家に住んでいて、彼女の夫が死亡し、彼女の息子がいるなら、[]、あるいは、[彼（=女性の父親）が望むならば]、彼は、彼女の義理の父親の家へ彼女を委ねる。もしも夫や義父が死亡し、彼女の息子もいないとき、彼女は寡婦である。…」とある。 *CAD A/1* pp. 362–364 *almattu*, p. 217 *ahuzatu*; Roth, *op. cit.*, p. 165 参照。
- 48) 本稿4頁：「ウルニンマルキの妻ヘバウは寡婦である」等の表現；寡婦が家産奴隸や家屋も所有している等。
- 49) 現在800枚やそこらの大小粘土板断片が発見されている。このうちのごく一部は、日本語でも紹介されている：五味亭訳「シュメールの格言と諺」杉勇・三笠宮崇仁編『筑摩世界文学大系1 古代オリエント集』（筑摩書房, 1978年), 95–101頁。
- 50) E.I. Gordon, *Sumerian Proverbs: Glimpses of Everyday Life in Ancient Mesopotamia* (=SP), (Philadelphia: The University Museum, 1959), p. 24; W.G. Lambert, *Babylonian Wisdom Literature*, ([rpt.] Winona Lake: Eisenbrauns, 1996), pp. 1–20. シュメールでは、文字が考案されてほどなくから学校教育が始まったといわれる。学校では善悪のマナーや修辞句のレパートリー、各分野の書記に必要な知識や専門用語・常套句を授け、書記教育を行った。その課程で、諺は、書記が書き写して練習するモデルとして適当な材料であったといわれている。
- 51) E.I. Gordon, "A New Look at the Wisdom of Sumer and Akkad," *Bibliotheca Orientalis* XVII No. 3/4 (1960), pp. 123f.
- 52) Id., SP, p. 24; W. Lambert, loc. cit.; B. Alster, *Studies in Sumerian Proverbs*, (=Mesopotamia 3), (Copenhagen: Akademisk Forlag, 1975), pp. 13–15.
- 53) ここでは、Gorden, SPに収録されたものを使用した。